

広島市スポーツ施設の専用使用調整について

1 目的

公共団体及びスポーツ団体等において大会等を開催するにあたり、使用施設の競合を避けるなど円滑な使用に資するとともに、スポーツ施設の効率的な運用を図るため、専用使用調整を行うものとする。

2 用語の定義

(1) 専用使用調整

各種団体の大会等の実施希望を調査し、専用許可申請の開始日前に大会等の開催日時を調整し、スポーツ施設の各室を確保すること。

(2) スポーツ施設

ア 広島市総合屋内プール条例に規定する広島市総合屋内プール

イ 広島市スポーツセンター条例に規定するスポーツセンター及びスポーツセンターフィットネス

ウ 広島市運動場条例に規定する庭球場及び運動広場

エ 広島市体育館条例に規定する体育館

オ 広島市公園条例に規定する広島市公園有料公園施設

3 対象施設

(1) 専用使用調整の対象となるスポーツ施設は、次の施設とする。ただし、その他のスポーツ施設についても、必要に応じ、専用使用調整の対象とすることができます。

ア 総合屋内プール

イ 各区スポーツセンター及び湯来体育館（吉島、東雲、出島屋内プール及び宇品体育館は除く。）

ウ 南観音運動広場、観音新町運動広場、沼田運動広場、筒瀬運動広場、湯来運動広場、湯来南運動広場、上河内運動広場及び下河内運動広場

エ 中央庭球場、南観音庭球場、下河内庭球場及び広島市公園テニスコート

オ 広島市公園有料公園施設（テニスコートを除く。）

(2) 専用使用調整は、上記アからオまでの各項目を一つの単位として行う。

4 対象団体

(1) 総合屋内プール及び広島市公園有料公園施設（テニスコートを除く。）

ア 本市、本市教育委員会、広島県、広島県教育委員会又はその関係団体

イ 公益財団法人広島市スポーツ協会（以下「市スポーツ協会」という。）、公益財団法人広島県スポーツ協会（以下「県スポーツ協会」という。）及びその加盟団体又はこれに準ずる団体

ウ その他本市が特に必要と認める団体

(2) スポーツセンター、庭球場、運動広場及び広島市公園テニスコート

ア 本市、本市教育委員会、広島県、広島県教育委員会又はその関係団体

イ 市スポーツ協会、県スポーツ協会及びその加盟団体又はこれに準ずる団体

ウ 本市又は本市教育委員会が共催又は後援し、区規模以上の住民を対象に大会を実施する団体

エ その他本市が特に必要と認める団体

5 対象事業

専用使用調整の対象事業は次のとおりとする。ただし、3(1)イからエまでの対象施設における事業

については、原則としてスポーツ大会とする。

- (1) 対象団体が実施する大会・審判講習会・研修会・審査会等
- (2) 本市、本市教育委員会、広島県、広島県教育委員会、国又はその関係団体が交付する補助金等による事業
- (3) 市スポーツ協会所管施設が主管する同協会主催事業
- (4) その他専用使用調整が必要と認められる事業

6 実施方法

専用使用調整の実施方法は次のとおりとする。ただし、国際的な競技大会及び全国的な規模のスポーツの競技大会、その他市長が特に必要があると認めるものについてはこの限りではない。

- (1) 専用使用調整は、原則として、広島市総合屋内プール条例施行規則第4条第2項ただし書、広島市スポーツセンターライン条例施行規則第3条第2項ただし書、広島市運動場条例施行規則第3条第2項ただし書及び広島市体育館条例施行規則第3条第2項ただし書に定める使用許可（以下「専用使用許可」という。）の受付開始日より前の申請を要する事業に対する事前の調整を行うものである。
また、広島広域公園有料公園施設については、翌年度の使用に係る事業に対し、事前の調整を行うものである。
- (2) 専用使用調整は、本市の依頼に基づき、市スポーツ協会が実施する。
- (3) 市スポーツ協会は、専用使用許可申請の受付開始日又は使用希望日の属する年度の前年度末までに、対象団体から対象施設の使用希望を聴取し、施設が円滑に使用できるよう対象施設で実施する対象事業を調整し、当該調整結果を本市に協議しその承認を得た上で、対象団体に通知する。
- (4) 専用使用調整は、原則として、専用使用許可申請の受付開始日までに完了する。ただし、総合屋内プール及び広島広域公園有料公園施設についてはこの限りでない。

7 留意事項

- (1) 専用使用調整の決定は、対象団体が対象施設を平等に使用できるよう、また、主催・後援事業等の減免対象事業が特定のスポーツ施設に偏ることがないよう勘案しながら行う。
- (2) 一般市民にスポーツ活動の場を提供するため、個人での使用を妨げることのないよう次のこと留意する。
 - ア スポーツセンター、運動広場、庭球場及び広島広域公園テニスコートの調整
 - (ア) 各施設とも月に3日いずれかの土・日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日を一般市民に提供できるよう配慮する。
 - (イ) 大・小体育室の同時使用は、原則として認めない。
 - イ 総合屋内プールの調整
 - スケート場として開場する1月及び2月の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の専用使用は、一般市民に提供できるよう配慮する。
 - ウ その他
 - 長期休業期間中における児童・生徒を対象とした大会は平日を使用するよう主催団体と調整を行う。
 - なお、中学校体育連盟が主催する大会の区予選は、原則として使用を認めない。
- (3) 広島広域公園有料公園施設における天然芝生帯の専用使用については、芝生養生期間を十分考慮して調整を行うこと。